

3. 立憲主義にもとづく平和な社会を

安倍内閣は、集団的自衛権を認める「安全保障関連法」、共謀罪の内容を含む「改正組織的処罰法」を成立させ、戦争ができる国づくりをすすめています。「教育基本法」改悪、「教育勅語」の教材使用を認める閣議決定、新学習指導要領の改訂による「道徳」の教科化、中学校体育での「銃剣道」の明確化等、戦前回帰の教育政策も進行しています。

安倍首相は、自衛隊と憲法との齟齬を「憲法学者の7割は『違憲の疑いがあると言っている。』」と恣意的に利用し、9条1・2項は変えずに、「9条の2」を新設し、憲法に自衛隊を明記しようとしています。参議院選挙では、改憲に必要な3分の2の勢力は確保できませんでしたが、安全保障関連法、改正組織的処罰法と相まって、政府の暴走をくい止める手立てを国民から奪おうとする動きは止まりません。丁寧に説明すると言っておきながら、辺野古新基地建設やイージスアショアの配備計画では住民の反対を無視し、かんぽ生命からNHKへの番組放送をめぐる申し入れ、「表現の不自由展・その後」への反応に見られるように、報道や表現の自由を抑圧しようとする動きも広がりかねません。憲法の理念がねじ曲げられないよう、平和・人権・環境・共生の視点を柱とした教育がより重要になっています。

4. 進路保障と労働教育、主権者教育

安倍政権は、「働き方改革」をすすめるとしていますが、裁量労働制や高度プロフェッショナル制度の導入、一年単位の変形時間労働制の検討、移民を認める議論をしないままでの多くの外国人労働者の受け入れなど、労働環境は不安定さを増しています。「一億総活躍社会」、「働き方改革」、「人づくり革命」など、聞こえの良い言葉は用いていますが、経済格差を広げるアベノミクスにより、働く者の4割は非正規労働者で、子どもたちの7人に1人は相対的貧困状態にあります。現政権が地域社会に与えている影響を考察する必要があります。

県教委が計画する「新たな県立高等学校再編計画」の「後期計画」の策定がすすんでいますが、少子化や財源不足等の理由による単なる数合わせの統合・学級減・学科改編であってはなりません。通学区域撤廃の動きともあわせ、地域住民の声を聞き、教育の機会均等、30人以下学級の実現、小規模校の維持と教職員の加配をめざし、運動をすすめる必要があります。いかなる地域、家庭に生まれ育とうとも、すべての子どもたちに等しくゆたかな教育を保障するとりくみをすすめていかなければいけません。

参政権が18歳以上に引き下げられた今、主権者教育のあり方が問われています。柴山前文科大臣の発言は、高校生が政治に関心を持つことを歓迎している人のものでしょうか。子どもは「生まれながらに主権者である」という観点に立ち、生まれたその時から権利行使の主体と認められることこそが、主権者教育の始まりととらえる必要があります。